

3. 新しい建物は、伝統的な建物に調和するデザインとし、まちなみになじむように工夫しましょう

伝統的な様式以外の建物やこれから建てる新しい建物についても、伝統的な建物と調和するように配慮することで、まちなみの連続性や雰囲気をつくりだすことができます。

例えば、外壁に落ち着いた色彩や自然素材を用いたり、屋根を和瓦で葺いたりする他にも、広告物・看板や自動販売機、空調の室外機、駐車場の出入口をまちなみに配慮した場所に設置したり、デザインに工夫したり、小さな部分から田邊らしいまちなみを積極的につくっていきましょう。



新しい建物や付帯設備も、ひと工夫すれば、まちなみになじみます。



そでうだつ
袖卯建

隣家からの類焼を防ぐため二階の庇の両脇に設けられました。



でごうし
出格子

外壁から一尺から一尺半(約30~45cm)出している格子です。



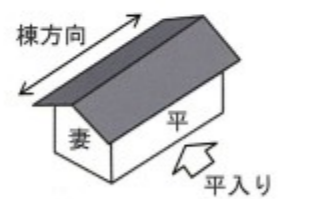
かやぶき
茅葺屋根

旧農家では、かつて茅葺きだった屋根もあり、現在は金属板葺きに変わっています。



しょうぎ
鐘馘

鐘馘(しょうぎ)は中国を由来とする神様で、屋根の上や二階の外壁につけると魔除けの効果があるといわれています。



ひらい
平入り

田邊の町家や長屋は、建物の棟方向が道路と並行で、道路に面して入口がある平入り形式が多くみられます。

看板や広告物はまちなみに配慮する

例：自然素材や落ち着いた色調でつくるなど

空調室外機や自動販売機などの設備・付属物は設置場所に配慮し、周囲と調和したデザインにする

例：通りから見えにくい場所に設置する、木の格子で囲う、落ち着いた色調にする など

ひらい
平入り勾配瓦屋根を基本とする

軒下空間のとり方を工夫する

例：1階に庇を設置する、軒下に石を敷く など

伝統的な建物にみられる形態・意匠を活用する

例：格子で開口部を覆う、外壁を板張りや漆喰塗にする など

ホープ 大阪市HOPEゾーン事業について

HOPEゾーン事業は、大阪市が地域の方々と協力して、歴史や文化などの地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めるものです。

田辺地区HOPEゾーン事業区域(裏面エリア図参照)では、旧街道が行き交い、旧集落のお屋敷や町家・長屋などの伝統的な様式の建物が多く残る地域の特徴を踏まえた、田邊らしいまちなみづくりを目指しています。

なお、HOPEゾーンの「HOPE」は「HOusing with Proper Environment」の略です。「地域それぞれの文化・歴史・自然といった幅広い意味での環境を活かした居住地づくり」という意味があり、「HOPE」という言葉本来の「希望」という意味も込められています。

～ まちなみ修景補助制度 ～

地域のみなさんと連携・協働で進める大阪市HOPEゾーン事業の一環として、田辺地区(裏面エリア図参照)では、当ガイドラインに基づくまちなみづくりを支援・促進するため、まちなみ修景補助制度を実施しています。

この制度では、建物や塀・門などの改修・新築を行う際に、市が定める補助要件を満たす修景を行う場合、修景工事にかかる費用の一部について補助を受けることができます。

■補助要件

「伝統的建築物」「新しい建築物」「塀等」の3つについて、別途定める修景基準をすべて満たしていれば、修景補助を受けることができます。

さらに、「重点的に沿道建物の修景整備を進める道路」(裏面エリア図参照)の沿道では、修景基準の一部を満たしていれば、修景補助を受けることができます。

■補助の概要

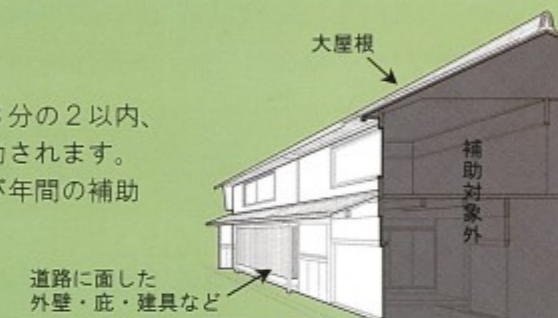
○補助の対象となる費用

補助要件を満たす修景工事にかかる費用のうち設計費[※](工事監理費を含む)と工事費を合計したものになります。

※別途、設計料率(限度額)を定めています。

○補助率等

補助の対象となる費用の3分の2以内、かつ限度額以内の費用が補助されます。(1敷地あたりの限度額及び年間の補助予算総額は変動します)。



■専門家相談

修景工事について、専門家に相談することができます。大阪市又はにんやか田邊(田邊HOPEゾーン協議会)に問合せください。

※修景基準・補助の内容などの詳細は下記までお問合せください

大阪市都市整備局 HOPEゾーン事業担当
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 市役所6階
(電話) 06-6208-9621 (FAX) 06-6202-7064
(Eメール) ka0039@city.osaka.lg.jp